

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 4 月 28 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 5 月 28 日 午前 8 時 30 分から 令和 7 年 6 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 6 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 7 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 7 年 6 月 12 日 午後 1 時 00 分から 令和 7 年 6 月 13 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 4 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日から原則 2 日間特別売却が実施されます。	



物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 富士市永田町二丁目 2 5 番地 1

建物の名称 アーバンシティ富士・永田町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 永田町二丁目 2 5 番 1 の 5 0 3

建物の名称 5 0 3

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 7 2 . 8 1 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 富士市永田町二丁目 2 5 番 1

地 目 宅地

地 積 1 5 2 8 . 7 6 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 4 0 1 4 1 0 分の 7 6 7 0



物 件 明 細 書

令和 7年 3月17日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

1 不動産の表示

【物件番号1】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号1】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号1】

管理費等の滞納あり。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。



物 件 目 録

1（一棟の建物の表示）

所 在 富士市永田町二丁目 25 番地 1

建物の名称 アーバンシティ富士・永田町

（専有部分の建物の表示）

家屋 番号 永田町二丁目 25 番 1 の 503

建物の名称 503

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 72.81 平方メートル

（敷地権の目的である土地の表示）

土地の符号 1

所在及び地番 富士市永田町二丁目 25 番 1

地 目 宅地

地 積 1528.76 平方メートル

（敷地権の表示）

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 401410 分の 7670



令和6年(ケ)第 34号
令和6年11月11日受理
令和6年12月18日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 伊 藤 公 志

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 富士市永田町二丁目 25 番地 1

建物の名称 アーバンシティ富士・永田町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 永田町二丁目 25 番 1 の 503

建物の名称 503

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 72.81 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 富士市永田町二丁目 25 番 1

地 目 宅地

地 積 1528.76 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 401410 分の 7670



(区分所有建物用1)

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	富士市永田町二丁目25番地の1アーバンシティ富士永田町503号			
建物	物件1			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空き家）として使用，占有している ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
管理費等の状況	☒ 下記のとおり（以下は月額） 管理費 5,778円 修繕積立金 23,010円 管理委託料 2,684円 CATV施設利用料 1,100円 町内会費 500円 エレベーター修繕費，保守料 1,048円 組合運営費 85円		令和6年12月16日現在 ☐ 滞納はない ☒ 滞納がある 令和6年2月分～令和6年12月分 計375,790円及びこれに対する年 14%の遅延損害金	
管理費等照会先	日本ハウズイング株式会社静岡支店			
その他の事項	別紙「その他の事項」のとおり			
敷地権	符号1			
現況地目	☒ 宅地（符号1）（符号）			
形 状	☐ 公図のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			
敷地権の種類	☒ 所有権（符号1） ☐ 地上権（符号） ☐ 賃借権（符号） ☐ （符号）			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日			
敷地権以外の土地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 本件建物の郵便受けにはテープが貼られ、郵便物を入れられないようになっていた。また、本件建物内に動産類は残されていなかった。この他、関係人の陳述及び現場の状況等から本件建物の占有関係を前記2枚目記載のとおり認定した。
なお、本件建物の表札には、本件所有者以外の者の苗字が表示されていたが、関係人の陳述から、退去した賃借人の表札が残されているものと判断した。
- 2 管理規約には、滞納管理費等について、年14パーセントの遅延損害金を加算して請求できる旨が定められている。
- 3 本件マンションは、ペット飼育細則に従ってペットを飼育することができる。
- 4 本件建物内は、ペットによるものと思われる壁等の傷、壁紙のクラック及び洗面室の床の破損が見られた。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳 述 内 容 等
■ B	1 私は、物件1の本件建物を所有するAの債務整理を受任している弁護士事務所の事務員です。 2 本件建物は、以前、賃借人がいたようですが、既に退去し、現在は空き家の状態です。動産類も置いていません。 (令和6年11月18日(電話)に聴取)
■ C (管理会社社員)	1 私は、本件マンションを管理している日本ハウズイング株式会社の社員です。 2 本件マンションであるアーバンシティ富士・永田町は全50戸のマンションです。駐車場は平置式と機械式で50台分あります。駐車料金は、4800円から8400円の範囲で場所によって違います。駐車場を利用するには管理組合との契約が必要です。 3 管理人は、月曜から金曜日までの午前9時から午後3時の間勤務しています。 4 本件マンションは、飼育細則に従いペットを飼うことができます。 5 本件マンションの大規模修繕は、平成28年に実施しています。今後、機械式駐車場をリニューアルする予定です。 6 現在の管理費、修繕積立金等及び滞納管理費等は、提出した書面記載のとおりです。滞納管理費等については、規約で年14パーセントの遅延損害金を請求できることになっています。 7 令和7年2月から管理費が少し上がる予定です。また、機械式駐車場のリニューアルの費用として令和7年7月から毎月1342円を徴収する予定です。 8 滞納管理費等は、本件所有者から支払いがなければすべて本件建物の買受人の方に請求することになります。 (令和6年12月5日、同月17日(何れも電話)に聴取)

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

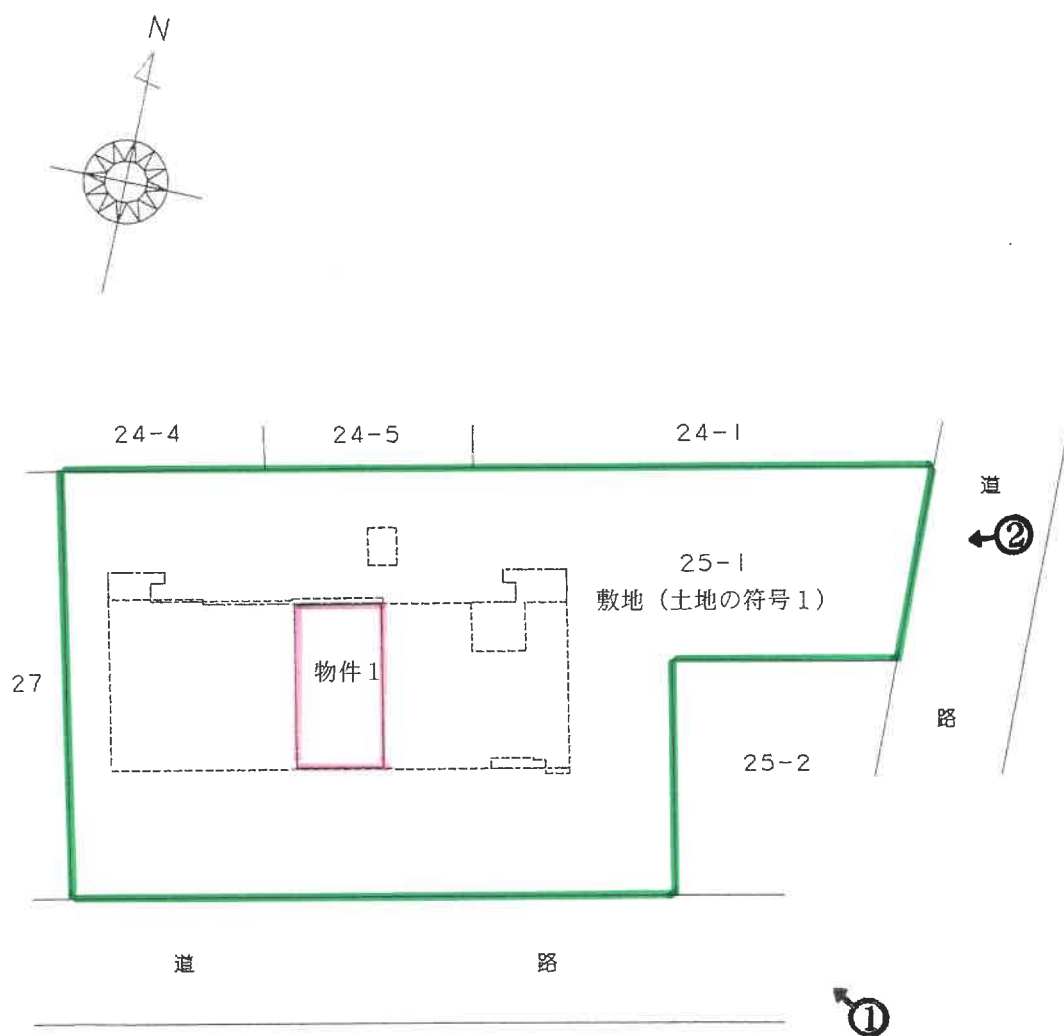
(調査経過用)

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
6年11月13日 (水) 11:10-11:20	物件所在地	物件確認, 全戸不在, 管理会社調査, 占有状況調査, 外観写真撮影
6年11月15日 (金) 10:50-10:55	静岡地方法務局富士 支局	土地 (近隣地) の登記事項要約書申請
6年11月15日 (金) 14:20-14:25	所有者の住所地	全戸不在, 通知書投函
6年11月18日 (月) 10:30-10:35	執行官室	所有者が関係する弁護士事務所の事務員から事情聴取 (電話)
6年11月18日 (月) : - :	執行官室	管理会社に滞納管理費等について照会 (ファックス, 回答あり)
6年11月21日 (木) 13:25-13:50	物件所在地	全戸不在, 入室調査 (全室), 間取調査, 境界調査, 占有状況調査, 写真撮影, 評価人同行
6年12月 5日 (木) 14:40-14:45	執行官室	管理会社社員から事情聴取 (電話)
6年12月17日 (火) 9:10-9:15	執行官室	管理会社社員から事情聴取 (電話)
年 月 日 () : - :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和 6年11月21日 目的物件は不在であったので, 立会人 D を立ち会わせ, 無施錠のドアから建物内に立ち入った。		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

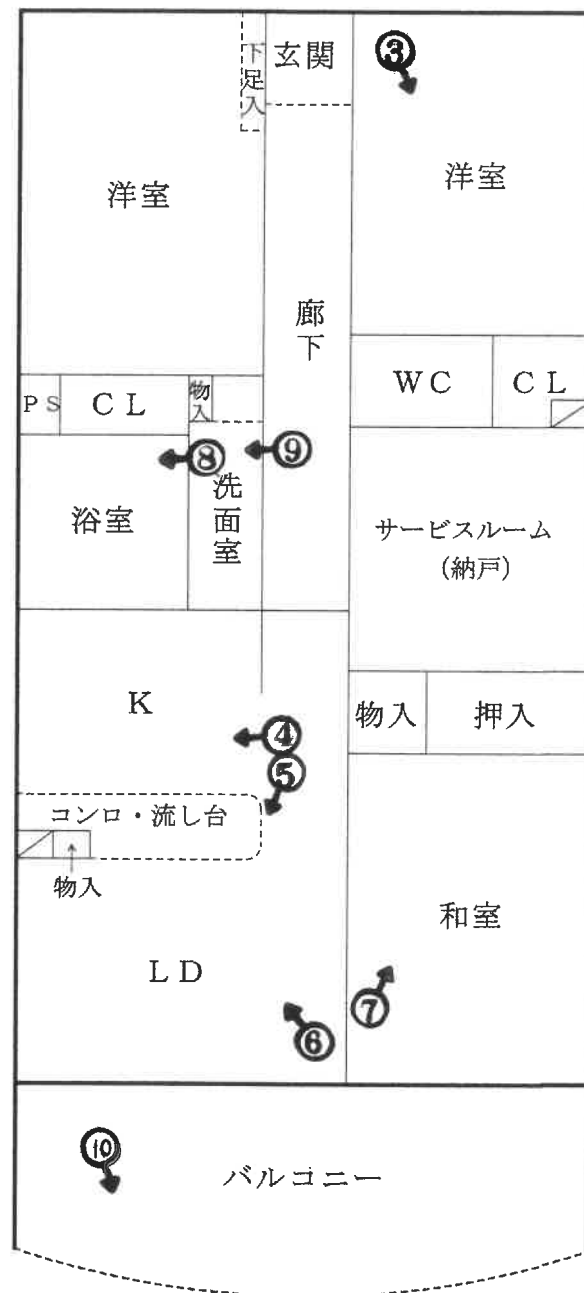
(5枚目)

土地建物位置関係図



↑
○ 写真撮影方向

物件 1
(専有部分の建物)



♂写真撮影方向

写真 1

物件 1 の存する建物 1 棟



写真 2

敷地（土地の符号 1）



写真 3

建物内の状況



写真 4

建物内の状況



写真 5

建物内の状況



写真 6

建物内の状況



写真 7

建物内の状況



写真 8

建物内の状況

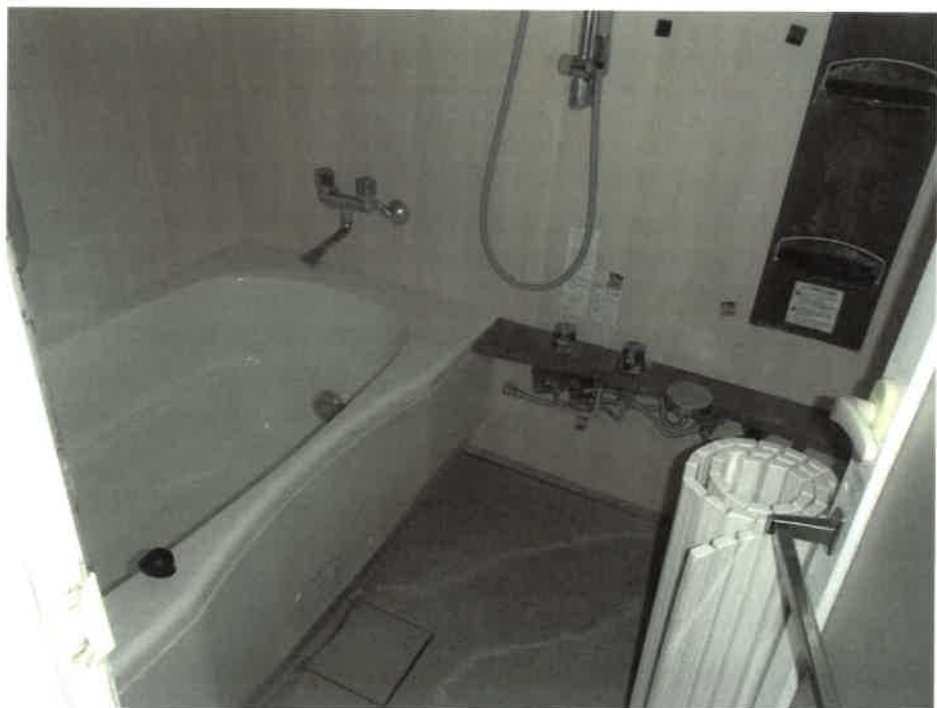


写真 9

建物内の状況（洗面室の床の破損状況）



写真 1 0

バルコニーからの眺望



令和6年（ケ） 第 34号
令和6年11月21日 現地調査
令和6年12月18日 評 価

静岡地方裁判所富士支部 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士

興 津 康 博

物 件 目 録

1 (一棟の建物の表示)

所 在 富士市永田町二丁目 25 番地 1

建物の名称 アーバンシティ富士・永田町

(専有部分の建物の表示)

家屋 番号 永田町二丁目 25 番 1 の 503

建物の名称 503

種 類 居宅

構 造 鉄筋コンクリート造 1 階建

床 面 積 5 階部分 72.81 平方メートル

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 富士市永田町二丁目 25 番 1

地 目 宅地

地 積 1528.76 平方メートル

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 401410 分の 7670



第1 評価額

物件番号	評価額
物件1	金10,610,000円

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の状況変更は考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な範囲に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容も、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受けとなる敷金等がある場合は当該預り金を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・本件マンションは、11階建「アーバンシティ富士・永田町」の5階部分に所在する区分所有建物である。 ・本件所有者には管理費等の滞納がある。 ・管理規約によると、管理組合は滞納管理費等の未払金額について、年14%の遅延損害金を加算して請求することができるとのこと。 ・執行官の現況調査報告書によると、管理会社社員の陳述の中で滞納管理費は、本件所有者から支払いがなければ全て本件建物の買受人に請求することになるとのこと。		

※ 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「富士」駅の北東方・直線距離約 2.3 k m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	富士市中心市街地の永田町地域内で、東西に走る通称「青葉通り」北側に位置し、比較的市役所に近く、事務所、ホテル、駐車場、一般住宅等を配する商住混在地域。当地域は、格別な地域の変動要因は見られないことから、当面は、現況の利用態様にて推移してゆくものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都 市 計 画 区 分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 そ の 他 の 規 制	市街化区域 商業地域 80 % 400 % 防火地域 富士市役所周辺地区計画 (B 地区)
画 地 の 状 況	地 積 (登 記) 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	1 5 2 8.7 6 m ² ほぼ整形 別添「公図」参照 平坦地 南側及び東側道路と等高に接面する二方路 依田原新田土地区画整理事業 (完了)
接 面 道 路 の 状 況	南側幅員約 9.0 m 舗装市道 (建築基準法上の道路) 東側幅員約 9.0 m 舗装市道 (建築基準法上の道路)	
土 地 の 利 用 状 況	現 況 利 用…地上 1 1 階建の本件専有部分が存する建物敷地、 駐車場敷地 目的外建物の有無…なし 周囲等の状況…日照、通風は普通 周囲は事務所、ホテル、駐車場、一般住宅等が存 する。 そ の 他…特になし	

供給処理施設	上水道：あり ガス配管：あり 下水道：あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。
特記事項	・敷地内の北西側に受水槽が存在する。 ・駐車場は平置式と機械式で50台分あるとのこと。 ・駐車料金は月額4,800円～8,400円で、駐車場所によって異なるとのこと。

2 建物の概況

(1) 一棟の建物の概要

マンション名	アーバンシティ富士・永田町
建物の用途	住宅（総戸数50戸）
建築時期及び 経済的残存耐 用年数	建築年月日（登記記載）：平成15年1月新築 経過年数：約22年 経済的残存耐用年数：約23年
構 造	鉄筋コンクリート造11階建
仕 様	屋 根：陸屋根 外 壁：吹付けタイル等 その他：—
設 備 等	エレベーター、オートロック、宅配ボックス、駐車場、自転車置場
建物の品等	使用資材及び施工：普通
管理の形態等	管理組合：有 名称：アーバンシティ富士・永田町管理組合 管理方式：委託 管理会社：日本ハウズイング株式会社（静岡支店） 管理形態：管理人は下記のとおり勤務している。 月曜～金曜 午前9時～15時まで
管 理 の 状 況	普通
特 記 事 項	・本マンションのペット飼育細則によると、同細則を遵守することを誓約した場合のみペットの飼育が認められ、事前に書面による承認を得なければならないとのこと。 ・管理会社社員の陳述によると、大規模修繕は平成28年に実施しているほか、今後、機械式駐車場をリニューアルする予定があるとのこと。 ・管理費の値上げや機械式駐車場のリニューアル工事費用の徴収が予定されているが、詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。

(2) 専有部分の概要

構 造 種 類	鉄筋コンクリート造 1階建 居宅
位 置	5階(503号室) 主要開口部の方位：南向き、北側玄関
床 面 積	72.81㎡(登記面積)
間 取 り	3LDK+サービスルーム(後添間取図参照)、ベランダ有
仕 様	天 井：クロス、化粧合板等 床：フローリング、クッションフロア、畳等 内 壁：クロス等 設 備：浴室、キッチン、トイレ等 その他：—
維持管理の 状態	やや劣る
管 理 費 等	管 理 費：5,778円(月額) 修繕積立金：23,010円(月額) 滞 納 額：あり(令和6年12月16日現在) 滞納額合計375,790円及びこれに対する 年14%の遅延損害金 (注)管理費・修繕積立金以外の費用は、執行官の現況調査報告 書を参照されたい。
専有部分の 利用状況等	所有者が、専有部分を住居(空き家)として占有している。 ※詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特 記 事 項	・執行官の現況調査報告書によると、本件は以前賃貸に供され ていたことがあるとのこと。 ・現地調査時に玄関ドアは施錠されていない状態であった。 ・バルコニーにスロップシンクがある。 ・浴室入口付近の床に破損、劣化が見られた。 ・北東側洋室の内壁ボード、クロスにクラックがあったほか、 内壁クロスにペットによる引っ掻き傷が複数見られた。

第5 評価額算出の過程

本件においては、積算価格及び収益価格をそれぞれ求め、試算価格を調整のうえ、評価額を後記のとおり決定した。

I 積算価格の試算

建物の価格に、敷地権価格を加算して、積算価格を試算した。

1 建物の価格

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

再調達原価（円/㎡） ア	専有面積（㎡） イ	現価率 ウ	建物の価格 （円） ア×イ×ウ＝エ
330,000	72.81	0.46	11,050,000

ア 再調達原価：採用した登記面積に応じて上記のとおり査定した。

イ 専有面積：登記面積

ウ 現 価 率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、次のとおり求めた。

経過年数 22 年、経済的残存耐用年数 23 年、観察減価 10%

（耐用年数に基づく方法） （観察減価法）

現価率 = 23 年 ÷ (22 年 + 23 年) × (1 - 0.10) ÷ 0.46

2 敷地権価格

一体とした更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求め、さらに敷地権割合を乗じて、敷地権価格を求めた。

標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	敷地権 割合 オ	敷地権価格 (円) ア×イ×ウ×エ×オ=カ
92,300	0.86	1528.76	0.95	7670/401410	2,200,000

ア 標準画地価格：公示価格等からの規準を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

基準地 富士ー 1 2

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $92,300 \text{ 円/㎡} \times 100/100 \times 100/100 \times 100/100 = 92,300 \text{ 円/㎡}$

◇時 点 修 正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地 域 格 差：基準地は街路条件に劣るものの環境条件に優れるため、結果として格差なし。

イ 個 別 格 差：画地規模▲、二方路+

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物の経過年数、土地と建物の適応状況等を考慮して査定した。

オ 敷地権割合：物件目録記載のとおり

3 積算価格（敷地権付建物の価格）

建物価格（円） ア	敷地権価格（円） イ	価格補正 ウ	個別格差 エ	積算価格 (円) (ア+イ)×ウ×エ=オ
11,050,000	2,200,000	1.30	1.00	17,230,000

ウ 価格補正：周辺のマンション取引価格水準を考慮して補正した。

エ 個別格差：なし

Ⅱ 収益価格の試算

本件は賃貸借に供されている建物ではないが、その潜在的収益力を把握するために、賃貸借を想定することにより収益還元法を適用する。

総収益を粗利回りで還元して、下記のとおり収益価格を求めた。

総収益（円） ア	家賃等 補正 イ	粗利回り ウ	その他 補正率 エ	収益価格 （円） ア×イ÷ウ×エ
1,320,000	1.00	0.12	0.95	10,450,000

ア 総 収 益：評価時点現在の当該地域における標準的、一般的な賃料を想定し、次のとおり求めた。

$$110,000 \text{ 円（月額）} \times 12 \text{ ヶ月} = 1,320,000 \text{ 円（年額）}$$

イ 家 賃 等 補 正：必要なし

ウ 粗 利 回 り：近隣の収益物件の期待利回り及び当該不動産の収益の安定性等を勘案し査定した。

エ その他補正率：専有部分の維持管理の状況及び不具合箇所並びに賃料水準の持続妥当性等を勘案して査定した。

Ⅲ 評価額の判定

1 試算価格の調整

積算価格・収益価格が下記のとおり算定された。
 本件においては、個別性を反映した積算価格を中心に、収益価格を参酌のうえ、調整後の価格を下記のとおり求めた。

	占有減価修正 の試算価格（円） ア	占有減価修正 イ	試算価格 （円） ア×イ＝ウ
① 積算価格	17,230,000	—	17,230,000
② 収益価格	—————		10,450,000
③ 調整後の価格			17,000,000

イ 占有減価修正：なし

2 評価額の判定

前記で求めた調整後の価格に、市場性修正及び競売市場修正を施し、さらに滞
 納管理費等相当額の減価を考慮して評価額を求めた。

調整後の 価格（円） ア	市場性 修正 イ	競売市場 修正 ウ	滞納管理費等 相当額の減価 エ	評価額 （円） ア×イ×ウ×エ
17,000,000	1.00	0.65	0.96	10,610,000

イ 市場性修正：この種の中古マンション市場の取引動向等を考慮して判定した。

ウ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性を考慮した。

エ 滞納管理費等相当額の減価：売却に至る間の管理費、修繕積立金の滞納相当額（元本の
 み）を考慮した。

第6 参考価格資料

1 基準地価格 富士ー12

所 在：富士市瓜島町156番1

価 格：92,300円/㎡

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：184㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北側6m市道

用 途 指 定 等：第二種住居地域（建蔽率60%、容積率200%）

地 域 の 概 要：一般住宅を中心に共同住宅、事務所等が混在する住宅地域

第7 附属資料

1 位 置 図

2 公 図 写

3 建物配置図

4 間 取 図

以 上



国土地理院HPより地理院地図を加工して作成した。

公 図 写

敷地権の目的である土地

S = 1 / 5 0 0

地番区域見出し

永田町

在 富士市永田町二丁目

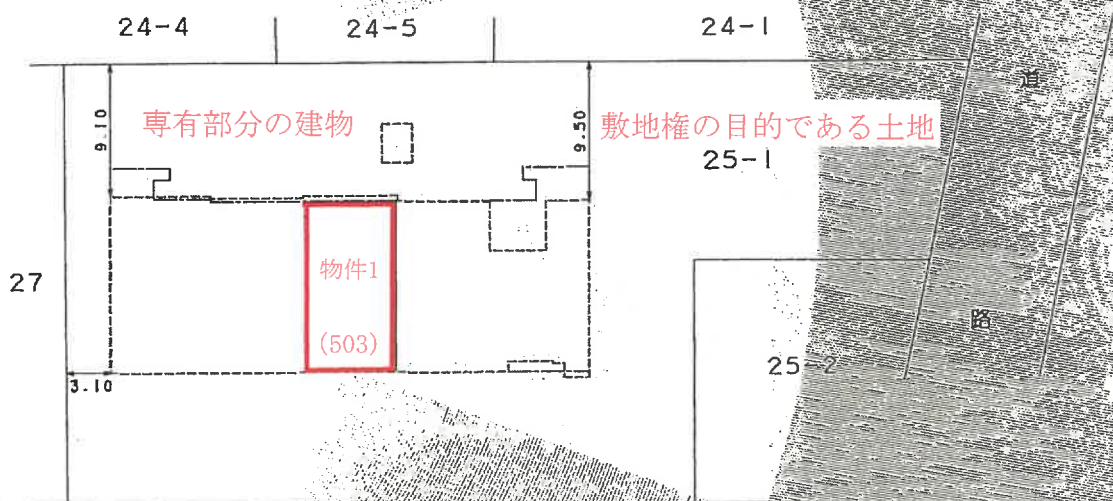
地 番 25番1

建物配置図

建物図面 各階平面図

家屋番号 永田町三丁目
25番1の503

建物の所在 富士市永田町三丁目25番地1



道路



建物の存する部分5階
建物番号 503

(単位m)

申請人

株式会社 地建
代表取締役

縮尺

1/500

物件 1
(専 有 部 分 の 建 物)

